

第 19 回バスケットボール競技実施要項

1. 競技種目

バスケットボール競技(男・女)

2. 競技規定

大会開催年度の(公益財団)日本バスケットボール協会競技規則及び本大会申し合わせ事項による。

3. 出場資格

(1) 出場方法の優先順位は次の通りとする

- ① 加盟団体単独でチームを編成。
- ② 当該ブロック内にて連合チームを編成若しくは複数の加盟団体でチームを混成。
- ③ ブロックの異なる複数の加盟団体でチームを混成。

但し、②及び③のチーム混成について、登録する加盟団体は在籍する選手及びスタッフの比率が多いこと。(それぞれの加盟団体の体育部長の承認を得ること)

(2) コーチ、又はマネージャーが選手を兼ねる場合は選手名簿にも登録されていないと、選手として試合に出場できない。

4. チームの編成

1チームの編成は、選手 15 名以内、スタッフ6名以内(部長1名・監督1名・コーチ1名、アシスタントコーチ2名、マネージャー1名)を含めて 21 名以内とする。

5. 競技方法

- (1) 競技は、3チーム以上の参加により実施する。対戦方法はトーナメント方式とするが、出場チーム数によってはリーグ戦とする。
- (2) 本大会の出場チーム数は、地元代表チームを含めて 16 チーム以内とする。
- (3) 試合時間及び延長戦は、(公益財団)日本バスケットボール協会競技規則に準じる。
- (4) 試合の時間は、10 分のピリオドを4回行う。第1ピリオドと第2ピリオドの間、第3ピリオドと第4ピリオドの間に2分のインターバルをおく。ハーフタイムは 10 分とする。
- (5) 第4ピリオドが終わった時、両チームの得点と同じならば、1回5分の延長時限を必要な回数だけ行う。各延長時限の前のインターバルは2分とする。
- (6) リーグ戦において、チームの順位は勝ち点(ポイント)によって決定する。ゲームに勝ったチームは勝ち点2、負けたチーム(「ゲームの途中終了」も含む)は勝ち点1、ゲームを没収されたチームは勝ち点0とする。3チームとも勝ち点が同じになった場合は、ゴール・アヴェレージ(得点/失点)を用いて順位を決定する。それでも順位を決定出来ない場合は、総得点の多いチームを上位とする。

6. 使用球

試合球は、男子は(公益財団)日本バスケットボール協会公認7号球、女子も同協会公認6号球とする。

7. 組み合わせ抽選

(1) 監督・主将等合同会議において抽選を行う。

- (2) 男女とも前回優勝チーム(4チーム以上6チーム以内は準優勝も、7チーム以上は3、4位とも)をシードとする。ただし、シード権チームが不出場の場合は、この限りではない。
- (3) トーナメントの場合、ベスト4チームのブロックに、同ブロックのチームが入らないように抽選を行う。
- (4) リーグ戦の場合は、(2)に準じて組み合わせを行う。

8. ユニフォーム

- (1) ユニフォームは、胸部と背中にユニフォームの色とはっきり区別できる単色の2桁以内の番号をつける。ただし、同一加盟団体内で「0」、「00」を同時に使用することは認められず、また、「07」のような番号は認められない。
- (2) ユニフォームは、チーム名及び都道府県名を胸部に明記し、着用すること。なお、都道府県名のみでも可とする。
- (3) ユニフォームは、淡色と濃色の2種類を用意し、組み合わせ番号の若いチームが淡色(白)を着用する。

9. チームベンチ

- (1) ベンチは、組み合わせの若い番号のチームがオフィシャル席に向かって右側とする。
- (2) 登録されたチーム関係者以外は、ベンチに入ってはならない。

10. 練習コート

チーム関係者以外の者は、ゲーム前のアップやハーフタイムの練習で、コートに入ることはできない。

11. メンバー表

大会エントリーの変更は監督主将会議の受付までに提出があった場合のみ認める。

12. 前試合が遅れた場合の処置

前試合が遅れた場合は、前試合終了10分後に試合を開始する。

13. 審判等について

- (1) 審判等の笛を知らせるために、バックボード上にパトライトを設置する。設置できない場合は、コートの各コーナーにフラッグ員(黄色または目立つ旗)を配置する。
- (2) 準決勝からは、(公益財団)日本バスケットボール協会公認A級審判員、もしくはそれに準ずる審判員を配置する。

14. 注意事項

- (1) コートへ出る選手は、指輪・ネックレス・ヘアピン等、危険と思われるものは身に着けない。また、ひじ等の防具で、皮革・プラスチック・金属等、表面をやわらかい素材で覆ってあっても使用してはならない。
- (2) 補聴器の装用、ボディーペイントの使用は認めない。
- (3) 暴力行為及び審判に対する暴言等、マナー、モラルを遵守できない場合、大会本部で協議の上、処置する。
- (4) 選手は健康保険証を携帯すること。

15. 本要項の改正

- ・ 一部改正 2004年2月22日 第6回全国委員会

- 一部改正 2005年2月27日 第7回全国委員会
- 一部改正 2006年2月19日 第8回全国委員会
- 一部改正 2008年2月3日 第3回本委員会
- 一部改正 2010年2月7日 第3回本委員会
- 一部改正 2011年2月6日 第3回本委員会
- 一部改正 2012年2月5日 第3回本委員会
- 一部改正 2013年2月2日 第3回本委員会
- 一部改正 2014年2月2日 第3回本委員会
- 一部改正 2018年2月9日 第3回本委員会